

【質問】	【回答】
①廃棄物処理業者が、廃棄物処理施設の許可を得ている場所と別の場所で、再生資源物屋外保管場を開設する場合は、許可又は届出が必要となるか。	必要である。
②容器を用いて再生資源物を保管する場合も囲いは必要となるか。	対象物を屋外保管する場合は必要である。
③フレコン等を用いて保管する場合でも隣接する保管場とは2メートル空ける必要があるか。	火災防止のための措置であるため、不燃材料での仕切りが無いのであれば必要となる。
④記録の作成はデータでも問題ないか。	必要な要件が記載されていればデータ保存でも問題ない。
⑤掲示板記載事項の許可年月日及び許可番号とは何か。	申請（届出）の審査後に交付する許可証に記載された許可年月日及び許可番号である。 なお、既存屋外保管事業場については、届出受理年月日及び受理番号を記載することとなる。
⑥届出の添付資料である、条例第7条第1項第2号アからタに該当しないことを誓約する書類は、届出者が法人である場合には法人名で作成すればよいか。	法人代表名で作成いただきたい。
⑦4月1日以前に保管の基準を満たしていない場合であっても、既存事業者としての届出の提出は可能か。	可能であるが、速やかに保管基準が遵守できるよう努力していただきたい。
⑧使用前検査の際に、計量法に基づくトラックスケールの法定点検（2年に1回）の受検・合格について、確認するのか。	使用前検査での検査要件としては考えていないが、許可事業者に対する定期立入の中で確認することを検討している。
⑨添付書類として、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等が必要になるとのことであるが、どの程度の精度のものが必要か。	図面は設計士等が作成したものが望ましいが、既存のものの流用で差し支えない。また、縮尺が正しく見やすければ、手書きでも差し支えない。
⑩市街化調整区域に設置したヤード等で、敷地内に事務所があるが、塀（ヤード）は建築確認を取っていない場合はどうするか。	建築確認所管部署に相談いただきたい。

<p>⑪荷重がかかる場合は、安全であることが求められているが、具体的にどのようにすれば良いのか。</p> <p>また、荷重がかからない場合は、波板等の仮囲いレベルでかまわないのか。</p>	<p>壁に荷重がかかる場合は、構造計算書等を提出のうえ、構造上安全であることを証明していただくこととなる。</p> <p>また、荷重がかからない場合は、波板等の囲いで問題ない。</p>
<p>⑫油水、汚水防止の不浸透性シートの設置は、必須なのか。既存事業者では、対処していない場合が多いのでは。</p>	<p>油や汚水発生するものを受け入れ、屋外保管する場合は、必須となる。</p>
<p>⑬廃棄物処理の適正化に関する条例に基づく積替保管施設は、本条例では規制対象外か。</p>	<p>規制対象外である。</p>
<p>⑭周辺地域の住民説明会の実施について 周辺地域とは、具体的にどこか。実施方法の制約等はあるのか。参加者がゼロだった場合どうするのか。</p>	<p>周辺地域は敷地境界から 300 メートルを想定しており、回覧等による周知ではなく、説明会を必ず開催していただく。</p> <p>参加率の妥当性については、住民が参加しやすいよう、開催場所を選定したかや十分な周知を行ったかなどから、個別に判断する。</p>
<p>⑮風営法の保全対象施設に対して、本条例でも距離規制はあるか。</p>	<p>本条例では設けていない。</p>
<p>⑯外部から保管物の状況が確認できる措置について、状況が確認できるとは、具体的にどのレベルか。保管物すべて見えないとだめなのか。</p>	<p>外部のいずれかの部分から、概ね敷地全体を見通せることが必要となる。</p>
<p>⑰保管物の記録について何か、フォーマットや記載例はないか。</p>	<p>フォーマットをホームページに掲載する予定である。</p>
<p>⑱条例施行規則第 7 条に規定する使用人とはどのようなものをさすか。</p>	<p>事業者が雇用する工場長等を想定している。</p>
<p>⑲同一箇所でも複数の事業者（法人）が保管を行っている場合、申請はどのように行えばいいのか。</p>	<p>通常は、1 つの事業場に対し 1 つの許可を想定しているが、個別に相談いただきたい。</p>
<p>⑳敷地の極一部分で保管している場合も、囲いの設置は必要か。</p>	<p>原則必要であるが、保管場を囲っているのであれば、敷地全体を囲う必要が無い場合もあるので、個別に相談いただきたい。</p>
<p>㉑複数の建設現場を有する事業者が、中間距離に建設現場で発生する有価物を収集</p>	<p>当該法人の業務の中で発生するものを保管しているため、屋外保管（業として再生</p>

<p>し、一定期間後、リサイクル業者等へ販売している。本行為は、屋外保管に該当するか。</p>	<p>資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管)には該当しない。</p>
<p>②銅精鉱や再生資源物である金属及びプラスチック等を原料として、最終製品である電気銅を製造、販売している。説明会資料の Q&A の Q1 に、業として再生資源の取引を行うものの定義として、「原材料を購入し、最終製品を生産する場合は該当しない」(例：鉄スクラップを購入し鋳物製品を生産する)。とあるが、当社は該当しないと考えてもよいか。</p>	<p>電気銅は地金に相当すると判断されるので、原材料(再生資源物)を屋外保管する場合には、条例が適用される。(ただし、地金のみを屋外保管する場合は該当しない。)</p>